

アメリカ外交政策とパナマ運河返還の意義 ——米・パ関係の歴史的考察を中心に——

若松孝司・高橋啓介

Foreign Policy of the United States and the Return of Panama Canal ; Historical View

WAKAMATSU Takashi & TAKAHASHI Keisuke

1. はじめに

1999年12月31日をもって、アメリカ合衆国の施政下におかれていたパナマ運河が、現地パナマの施政権の下に返還された。しかし、1997年7月に中国に返還された香港が数年前から多くのメディアに取り上げられていたのに比べて、我が国から遠く離れたパナマに関してはさほど強い関心が向けられていない。しかし、この軍事戦略上・経済上の要衝である運河とその周辺（ひいてはパナマ共和国全体）を支配している米国がその支配権（実質的主権）を放棄することは、米・パの特殊な関係を差し引いても冷戦後のアメリカの中南米諸国に対する外交政策を考える上で大きな意味を持つものと思われる。

ところが、次節で検討するように運河返還を扱ったこれまでの研究においては、返還条約の持つ法的な側面から米国のパナマへの影響を論じたものが多く、米国の外交政策全体の中での返還の意義を論じたものは少なかった。そこで、本稿では米国の対パナマ政策を歴史的に検討することによって、米国外交におけるパナマの占める位置を明らかにし、米国の覇権の変化とその中における運河返還の持つ意義について論じることにした。

2. 先行研究

2. 1 アメリカ合衆国でのパナマ研究

パナマ研究はその国家の性格上、運河に焦点を当てたものが多く、歴史・政治・社会といったものは付屬的に扱われてきた。研究の最も盛んな米国でパナマを論じた文献が数多く存在し、現在書店で入手可能なパナマを扱った書籍は150冊を超え、パナマ運河を扱ったものだけでも40冊以上がリストアップされる。また、日本の学術情報センター(NACSIS)を利用した検索においても、500本近くの雑誌記事が見つかる。それらの多くは、パナマ運河の建設と米国の支

配の確立、1977年のカーター大統領とトリホス将軍との返還条約、ブッシュ政権下でのパナマ侵攻とノリエガ将軍逮捕を扱ったものであるが、その他にも歴史、政治、社会はもとより人類学や観光といったさまざまな側面から研究が行われている。

たしかに、「1900年から1980年代にかけてのパナマに関する書籍はそのほとんどが運河についてのものであり、国家自体はその存在が合衆国にとって影響を及ぼしたり、合衆国の権益を侵したりしたときのみ触れられるような付随的なものでしかない¹」という評価は存在するが、Alfred Charles Richard, Jr.による“The Panama Canal in American National Consciousness 1870-1990”²やJ. Michael Hoganによる“The Panama Canal in American Politics”³などに見られるように、合衆国の議会やメディアを通したアメリカ人のメンタリティーまで視野に入れた幅の広い研究もなされている。

2. 2 日本におけるパナマ研究の傾向

我が国においてはパナマを扱う文献のほとんどは1977年のカーター・トリホス間の新運河条約と第2パナマ運河の建設に関するものであり、それ以外では運河建設期の歴史的な論考とブッシュ政権による1989年のパナマ侵攻、そして90年代にはいつの民主的選挙を扱ったものが若干あるに過ぎない。ここではそのうちのいくつかを紹介することにする。

パナマ運河の創設期を扱ったものとしては山口廣次著「パナマ運河」⁴、翻訳ではあるが、デイビッド・ハワースの「パナマ地峡秘史」⁵ほか、スペイン植民地下のパナマを扱ったものがあるが、いずれも歴史的な論考である。これ以外に単著でパナマを扱っているのはほとんどない⁶。

近年のパナマ研究は1977年にカーター大統領とトリホス将軍との間で締結されたパナマ運河の返還について規定した「パナマ運河条約」と「パナマ運河の永世中立と運営に関する条約」の性格を論じたものや、1985年に日・米・パの3国の間で第2パナマ運河建設に向けての調査委員会が設置されたことを受けて、その背景を紹介するものが多く見られる。前者の例では曾我英雄「新パナマ運河条約体制論」⁷、黒崎利夫「パナマ運河条約と運河の防衛問題」⁸「パナマ運河：中立条約下の諸問題」⁹があげられ、それらでは主として法的な側面から米国の影響力の残余という問題点が論じられている。後者は大学研究者よりも、実務関係者によるものが多く、主なものだけでも小野純男「日本・パナマ・米国の協力によるパナマ運河代替案調査」¹⁰、今井治「第二パナマ運河問題」¹¹、大野静男「日・米・パ3国の国際協力事業：動き出した「第二パナマ運河構想」」¹²などがある。これらはパナマ運河代替案調査(準備)委員会の発足経緯や調査報告について紹介するとともに、運河の規模や歴史、世界貿易の中での運河の占める位置について実務的な見地から論じたものが多い¹³。

以上のように実務的な見地から論じられる傾向が強いパナマ(運河)であるが、1989年のブッシュ政権によるパナマ侵攻やその後の民主化をうけて、飯島みどり「パナマ危機と政党政治—正統派民主主義を担えるか—」¹⁴、ラウル・ルイス「今日のパナマに関する10の考察」¹⁵、土井

あや子「ノリエガが嘲ったブッシュ弱腰外交」¹⁶、「パナマ大統領選挙をめぐる政情と外交活動」¹⁷などが著されている。これらは政治学的な視点から、民主化・選挙といったパナマ国内政治として、あるいは米国とパナマの2国間の問題として、パナマのおかれた特殊な地位を強調することで現状の分析を行っている。

これまでパナマは他の中米5カ国(グアテマラ・ホンジュラス・エルサルバドル・コスタリカ)と切り離して論じられることが多かった。パナマは植民地期の行政区が他の中米諸国と異なっていたため独立過程が異なっていたことや、米国の運河政策に完全に組み込まれているため経済的な面で米国のドル紙幣がそのまま通用していることなどから、他の中米諸国とは同列には論じることができなかったためである。しかし、近年、中米紛争や1989年の米国による侵略の後、「パナマが中米地域内の国として見られる傾向が強くなった」¹⁸ことは、パナマが運河を持った特殊な国(米国の「属領」)ではなく、独立した政治過程を持った国として扱われるようになってきていることを示している。

こうした流れを受けて、本稿ではパナマを独立した国家と捉え、アメリカ合衆国とパナマとの二国間関係を検討することによって米国の外交政策や「覇権」の変化・変容における1999年の運河返還の意義について考察していく。

3. 米・パ関係の歴史的背景

本節では、1999年のパナマ運河返還を定めた1977年の運河条約締結に至るまでの米・パ関係を検討し、米国の外交政策におけるパナマの位置付けと返還に至る米国の外交政策について考える。

3. 1 パナマの「発見」

1513年にスペイン人のバルボアがパナマ地峡を発見し、太平洋に到達した。それ以来、パナマ地峡は太平洋と大西洋とを結ぶ交通の要衝として重要な地位を占め、スペインの影響力が薄れると地峡連絡路に対する外国の投資家の関心が高まった。

フランスの企業家が1830年代と40年代にコロンビア政府に対してパナマ地峡に鉄道と運河の両方を通す権利を求め、イギリスはニカラグアとコスタリカに注目した。当時アメリカは中米に強い関心を寄せてはいなかったが、1835年パナマに代表団を派遣し、アメリカ市民が地峡を安全に通行できる権利と、鉄道や運河を通す権利を獲得しようとした。このころの米国の関心は西部と太平洋岸への開拓、そして1836年にメキシコから獲得したテキサスへと向いていたのである。

こうしたなか、米国は1846年にコロンビア政府と条約を結び、パナマ地峡におけるコロンビアの主権を保障する代わりに、地峡の自由通行権を獲得した¹⁹。当時大統領であったジョン・タイラーは西部への拡張主義をとり、米墨戦争の結果獲得したカリフォルニアへ多数の米国人が地峡を通過してわたっていたことや、地峡をめぐるイギリスとの緊張を緩和するために、1850年、イギリスとクレイトン・ブルワー条約を結んだ。これは地峡に運河を建設する際には

両国が協力することとし、両国とも運河を一方的に要塞化しないことを定めていた。これと並行して、ニューヨークの金融業者がパナマ鉄道会社設立を企て、1847年にコロンビア政府から地峡横断のための手段を建設する独占権を獲得、1855年に鉄道が開通した。

こうして米国によるパナマの保護領化が進むとともに、相対的にイギリスの地位は低下していくこととなった。1846年の条約のもと、米国の政府要人の安全確保のために米国海軍の艦隊が頻繁にパナマの港に姿を見せるようになった²⁰が、イギリスはクレイトン・ブルワー条約を盾に、こうしたパナマの保護領化に反対の姿勢を示し、1857年にフランスを含めた3カ国によるパナマ鉄道の中立を保護するための条約の締結を勧めようとした。これは米国によって拒否され、イギリスは中米地域から手を引くこととなった。

3. 2 レセップスの挑戦と米国による独立

1879年、スエズ運河を完成させたフランス人のレセップスは、パナマ地峡を横断する運河を建設するためにコロンビア政府から独占的権利を取得した²¹。レセップスはパナマ鉄道株式会社の株を買収し建設を始めたが、米国はこれに反対し、大統領のヘイズが1880年の教書の中で「我が国の政策はアメリカの支配下にある運河である。合衆国はこの支配権をいかなるヨーロッパの諸国にも譲り渡すことには同意できない」と述べた。

また、ブライン米國務長官は1833年にクレイトン・ブルワー条約をモンロー宣言に違反するものであるとして廃止しようとした。彼の意図は達せられなかったものの、戦略的資源の所有を含むいかなる形におけるヨーロッパ勢力の干渉も禁止するものであるというモンロー宣言の新しい解釈を提示することに成功した。

のちにレセップスにより運河建設がはじめられたが、黄熱病とマラリア、海面式運河に対する執着のために、1888年に工事は中断された。かわって1898年の米西戦争により強国としての自覚を持った米国が運河建設に乗り出した。ただ、そのためにはクレイトン・ブルワー条約が障害となった。ヘイ米國務長官と駐米英国大使ポンスフォートとの交渉の結果、イギリスは南アフリカやドイツ問題に忙殺されていたことから運河の中立化を条件に米国単独での運河建設に同意した(1900年、第1次ヘイ・ポンスフォート条約)。しかし、この条約は運河地帯の完全な非武装化を定めていたために米議会の反対を受け、批准には至らなかった。

マッキンレーの暗殺の後、大統領に就任したT. ルーズベルトはヘイをロンドンに送り、再び交渉に臨んだ。その結果、中立化を条件に合意にたどり着いたが、それは実質的に米国の軍事基地化を容認するものであった(1901年、第2次ヘイ・ポンスフォート条約)。こうして米国は運河建設の条件を整えると同時に、西半球における影響力のさらなる強化を確立することに成功したのである。

3. 3 パナマの独立と米国の外交戦略

1902年、米国内でニカラグア・ルートとパナマ・ルートとの運河建設地をめぐる争いが続く

中、ルーズベルト大統領とヘイ国務長官はコロンビアとの交渉を始めた²²。交渉は成功し、1903年1月にヘイ・エラン条約が結ばれた。これにはフランスの新パナマ運河会社の権利すべてと、運河に沿った6マイル幅の土地をアメリカに譲ること、そこに司法・行政権を100年の期限で設定できること、米国がコロンビアに一時金として1000万ドルと毎年25万ドルを支払うことが定められていた。アメリカ上院はこれを批准したが、コロンビア議会はそれ以上の額を要求して批准を拒否した。

この時期、パナマではパナマ鉄道から得られる利益のほとんどがコロンビア本国に吸い取られてしまっていることや、1886年にコロンビア憲法が改正されて植民地同然の扱いを受けることによって、独立の気運が高まっていた。そこで米国は新運河会社のビューノ・バリリヤと結び、1846年の条約を盾に米国人の安全を守るという理由で1903年にパナマを独立させた。

独立直後、フランス人のビューノ・バリリヤは、パナマ新政府代表のアマドールとボウドが到着する前にパナマの特命全権公使としてワシントンでヘイと交渉に臨み、米国と新たな運河条約を締結した。これがヘイ・ビューノ・バリリヤ条約であり、ヘイ・エラン条約をさらに米国に有利に書き換えたものであった。その第2条で米国は「運河の建設、維持、運営、衛生及び保護のために幅員10マイルにわたる運河地帯の使用、占有、支配権を永久に付与」され、第3条では第2条で規定された土地を米国は「あたかも主権者であるかのように」所有し、権利を行使することを認められている²³。

こうして米国は運河地帯に絶対的な勢力を有することとなったが、こうした一連の対パナマ外交は米国のいかなる意図を反映したものであったのだろうか。

当時の米大統領はマッキンリーの死によって大統領に就任したT. ルーズベルトであった。彼はヨーロッパにおける帝国主義的対立に対処して再編を試みつつあったイギリスがラテンアメリカを退くのを見て、強国として国際政治に登場しはじめた米国をイギリスの後継者と位置づけようとした²⁴。世界強国としての地位を自覚した米国にとって、両大洋間を結ぶ運河の建設は、象徴的な事業であると同時に、将来のアメリカの拡大・膨張への戦略的な要であった。そのためこの運河の建設及び防衛を脅かすあらゆる政治的紛争ないし西半球への外国の干渉、そしてその可能性を排除していくことがルーズベルトの外交の基礎をなしていたのである。

こうしたルーズベルト外交の姿勢は、対パナマ政策と対をなすカリブ海政策にも同様にあらわれている。本橋正²⁵によれば彼の対カリブ海政策には以下の4つの型がある。

- 第1：1902年のデンマーク領西インドであるヴァージン諸島をドイツが購入・租借して海軍基地を建設しようとしたときに、デンマークと交渉して同諸島購入条約を締結したこと。
- 第2：カリブ海諸国に対するヨーロッパ諸国の干渉に対し、非西半球国の干渉によって西半球領土の占領取得に至ることを排除したこと。²⁶
- 第3：カリブ海沿岸の弱小国が外国の干渉を招く可能性のあるとき、その国の内政や秩序強化のため米国が助力したこと。²⁷
- 第4：国内秩序が弛緩し財政も紊乱して外債償還が困難である米州の小国に対して、当該国に債権を持つ外国に干渉の口実を与えないために、米国自らが武力を持ってその小国に対して当該債権国に代わって外債償還に責任を持ったこと。²⁸

4 番目の事例の際に、ルーズベルトは財政の紊乱した西半球債務国に対し、「非アメリカ国への正統な債権ができるだけ多く償還されうるような取り決めを実現するよう、われわれが斡旋しなければならない。この立場は平和にとっても正義にとっても好ましいものである。また、我が国民にも利益があり、外国国民にとっても有益であり、何よりも債務国国民にとって真に利益となるものである²⁹」と述べた。この主張はモンロー主義のルーズベルト系譜とよばれ、米国による西半球の干渉を正当化したものとしてモンロー主義の最大の拡大解釈されたのである。

3. 4 米国による運河建設とパナマへの介入

パナマが米国の手によって独立を達成して4ヶ月後の1904年3月、米国は運河の建設を開始した。これに先立ち米政府は米国の運河事業を統括する最高機関として、パナマ地峡運河委員会を設置した。これまで運河建設はすべて私企業が行っていたが、はじめて政府機関が建設にあたる体制がとられたのである。このもとで1914年8月15日、運河開通が宣言された。

この運河建設期間中、米国は政治的安定を維持するために力を注いだ。米国のスポークスマンはたびたび革命や暴力は容認できないことを表明し、ルーズベルトの後を継いだタフト³⁰も1906年に「パナマ共和国のすべての政党に対し、運河建設の障害をさけるために合衆国はパナマでの革命を許さないだろうと合衆国が忠告をすることは必要である³¹」と述べている。この方針に沿って米国はパナマ軍の解体を進め、米国の後ろ盾を得たアマドール大統領が1904年に軍隊を解散して代わりに国家警察を創設し、1916年には米国はパナマの国家警察を武装解除、さらに1917年から1930年代にかけて警察に顧問を送った。

また、米国は政治的な干渉を選挙監視という形で進め、1906年の議会選挙の際には保守派を支援して艦艇をパナマに派遣し、1908年、12年、18年の3回にわたって大統領選挙の際に選挙監視団として陸軍将校を派遣した。こうした政治干渉の他にも、1918年6月の大統領選挙の際に、米国が政令の撤回を要求してパナマ・コロソ両市に進駐したことや、その直後にアメリカ人地主の保護を理由にコスタリカとの国境付近のチリキ州に進駐したことにみられるように、パナマ領の軍事占領という形で干渉が行われた。

このタフトの外交はドル外交と呼ばれ、「国務省の指導の下にアメリカ実業の海外市場への進出とアメリカ金融界の外国への投資とを援助する方向を辿った³²」ものであり、「アメリカ帝国主義外交の伸張を意味するもの」であった。極東で清国の門戸開放とアメリカ資本の進出を果たしたタフトは、ラテンアメリカでは運河の建設を最重点の課題とし、運河に近い中米諸国がヨーロッパ列強の干渉を招く可能性を除去するように努めていった³³。こうして第1次世界大戦が終結するころまでにはニカラグアを実質的な保護国に、ハイチを正式の保護国に、ドミニカ共和国を軍事占領という形で支配し、そのまえからのプエルトリコの領有、キューバ、パナマの保護国化などとあわせて米国は中米・カリブ海地域でのヘゲモニーを確立することになった。

1912年の大統領選挙で民主党のウィルソンが勝利し、共和党による「ドル外交」からの決別を明らかにして「理想主義」的な外交を進めてはいたものの、対パナマ・カリブ海政策においては旧来の姿勢をとり続けていた。ニカラグアに対してはタフト政権が締結したニカラグア運河地帯の租借に関する条約を積極的に批准し、ハイチやドミニカ共和国に対しても武力進出を行った³⁴。これと同様にパナマに対しても先述の干渉に加えて1914年にパナマの無線通信を完全に掌握するなど、強権的な政策をとり続けていたのである。

3. 5 戦間期の米・パ関係

1912年に大統領の座についたベルサリオ・ポラスは、米国によってもたらされる秩序や経済的な発展を重視しながらも、社会政策を導入してより広く労働者階級から支持を得、反米国の立場をとって米国の支援のもので独立や1903年の運河条約に反対を表明していた。そこでポラスは、1903年運河条約に対し、インフラストラクチャーの整備のために改定を国際的な仲裁に求めた。しかし、それは米国の異議により実現せず、パナマ民衆の反米感情が高まった。そのため、米国は1923年にタフト協約を廃止してパナマと運河条約改定のための協議に入り、1926年に新協定の署名がなされた(ケログ・アルファロ条約)。

この新条約はパナマの保護国としての地位は継続すること、パナマは米国の交戦国とは自動的に交戦状態にはいること、パナマは保税倉庫を経営することはできるが、運河従業員にしか売ることできないこと、運河地域内では新たな事業を行うことはできないこと、コロン市内にパナマ鉄道会社が所有している居住地区は運河地帯に属するものとする、といったパナマに不利な規定が組み込まれていたため、パナマ議会はその批准を拒否した³⁵。当時、米国はヨーロッパに対して「孤立主義的中立主義外交³⁶」をとっていたため、軍事的な抑圧下にパナマをおくよりも、経済的にパナマを組み込むことが有利に働くと考え、米・パ関係の安定化と西半球での米国の覇権の確保を進めた。1926年の条約改正問題や経済進出はこうした米国の状況をよく反映したものであるということができよう。

こうした米国の姿勢は、1929年に始まった世界恐慌における米国の対応にも見られる。当時、米ドルの暴落によって米国からパナマに支払われる年金は40%も下落し、大規模なレイ・オフが行われた。このなかで秘密結社 *Acción Comunal* (共同行動)³⁷が1931年1月に反乱を起こしたが、米国は反乱に対して直接行動をとることはせず、ただ米国の重要な利益となる運河に対していかなる脅威も及ぼさないよう申し入れただけであった。

さらに、1933年のアリアス大統領の訪米を機に26年条約の再交渉が進められ、1936年3月にはパナマに受け入れられやすい条約案が作成された³⁸。しかし国防省の抵抗もあり、米国の批准は1939年まで待たなければならなかった。1939年9月の第2次世界大戦の開戦を受け、パナマ政府は外相会談を開催し、西半球における中立の補償と経済への悪影響を防ぐ方策を話し合った。ルーズベルトはこの事態を捉えて、パナマはカリブ海の米海軍力にとって重要な地点であり、国際防衛戦略上、不可欠のポイントであるとして、上院に批准を迫ったのである。

今世紀はじめから1910年代まで、米国が西半球で覇権を確立、維持していくために行われた武力による抑圧政策は各地で反発を引き起こし、米国は政策の転換を余儀なくされた。すなわち、軍事力の直接の行使から、経済的紐帯の強化や現地の治安維持軍を使つての秩序の維持への変更であった。たしかにこれまで見てきたように、パナマにおいても軍事力による支配から経済的な支配へという流れはあてはまる。しかし、そうした「善隣外交」によってひきおこされたパナマにおける米軍のプレゼンスの低下は、アリアス兄弟のような民族主義的な政治指導者の出現と、一旦は武装解除されたパナマの軍事勢力(国家警察)の台頭を引き起こした。こうした傾向は第2次大戦中に強まり、米国は対応に苦慮することになる。

3. 6 パナマ・ナショナリズムの高揚

第二次世界大戦において中立を徹底したパナマの政策は、連合国側から見れば「親」枢軸国的とみられた。当時のアリアス政権はまた、1941年に民族主義的な憲法を制定し、社会福祉制度の導入や農村開発銀行の創設を行うと同時に、米国の基地のための用地の供与要請に対して2500万ドルの援助の供与を求めるなど、反米の色彩の濃い性格を持っていた。その民族主義色の強い政策のためアリアスへの国内外の反発が強まり、1941年10月のクーデターによって法務大臣のグアルディアが大統領となった。グアルディアは米国の求めた134カ所の基地供与のほとんどを、戦争継続中と戦争終結の講和条約後1年という期限をつけた上で認めた。

こうしてパナマは米国とともに連合国側に立って第2次大戦を戦うこととなり、運河を戦略上の要衝とする米国は防衛計画を進めて、兵隊や軍艦の供給能力を拡大しようとした。この経済投資とインフラの整備はパナマにとって運河建設期以来の経済的繁栄をもたらし、パナマ政府は保護国からの脱却をはかろうとした。

1943年に労働組合のひとつである西インド連合の指導者は運河地帯を訪問中の副大統領ヘンリ・ワレスに労働条件の改善を要求し³⁹、同年、パナマ商工連合が結成された。さらに、1944年にはアフリカ系とアジア系移民の制限が行われ、外務大臣がパナマによる民間航空の経営を要求した。こうして米国の影響力を取り除こうという圧力がパナマ国内で強まっていったのである。1936年条約や1942年に米・パ間で結ばれた合意事項、そして米国が中心となって結成された国際連合における加盟国の平等の概念は、米・パ関係をより公平なものにしたいというパナマの意向を支援するものであった。

冷戦の開始は米国の関心をヨーロッパに向けさせ、パナマ運河は「地域的な勢力という目的のために、比較的限定された軍事資源を供給するために建設された。当時は役に立ったが、この運河(水路)は徐々に過去の遺産としてみられるようになった」⁴⁰と評されるにすぎないものとなっていった。そのため米国は1951年に運河地帯の管理方法を自立の方向へ変更して運河地帯に対する経済援助を激減させた。

1952年に大統領に就任したホセ・アントニオ・レモンは運河条約の改定に取り組んだ。レモンは社会政策を遂行することによって国民の支持を得、その支持をバックにするという新たな

方法で米国との交渉に臨み、2年あまりの交渉の末、1955年1月に新条約を締結した。それは、パナマ政府によるパナマ人運河労働者への課税権の確保、密輸の取り締まり強化、米国によるパナマへの年料の43万ドルから193万ドルへの増額、パナマ・コロソ両市における鉄道の所有権の返還、運河を横断する橋の建設、運河地帯以外の米軍の基地使用に対する賃貸借契約、国籍による賃金差別の解消を定めたものであった。

この1955年の条約は批准され、それによって経済界は大きな利益を得たが、経済効果は平等には現れなかった。また、米国はパナマ運河地帯に依然として「主権」を有したままであったため、実際には運河は軍事的な価値を減少していたものの、運河地帯におかれた軍事基地は西半球における米軍の軍事的プレゼンスを象徴し続け、第2次大戦中に建設されたジャングルでの訓練場は他のラテンアメリカ諸国の軍人の訓練につかわれていた。また、運河地帯は情報基地として有効であったために、パナマは運河以外の面でも米国の戦略上、重要視されたのである。

3. 7 パナマ・ナショナリズムの限界

この時期の米国の国際政治認識は米国の対パナマ政策にもよく現れている。アリアスやレモンによる民族主義的政策や改革の試みは当初は米国により「容認」されたものの、一定程度以上の「自立」は許されず、米国のコントロールを受けた軍部によって行き過ぎは是正された。運河の軍事戦略的な価値が減ぜられてからは、その基準が運河防衛・西半球の防衛から、経済的な効率性や、共産主義封じ込めのためのイデオロギイ的価値と言ったものに変更されてはいたが、運河地帯を自らのコントロールの下におこうとする姿勢に変化はなかったのである。

トルーマンによる「封じ込め政策」を無効・不道德であると批判して大統領選に勝利したアイゼンハワーにしても、その國務長官のダレスとともに「国際政治を明と暗、自由と抑圧との間の争闘であり、究極的にどちらかが相手を倒して勝利をしめるべきものと見ていたと見られ⁴¹⁾」、ラテンアメリカ諸国に対して、「親米か反米即親ソの基準でしか見ない態度に基づく政策展開を生んでいた⁴²⁾」という。そして「われわれの抱く外交政策は首尾一貫した地球政策でなければならない。ヨーロッパで、そして西半球でわれわれが擁護する自由は、アジアで危険にさらされている自由と何らかわらない⁴³⁾」ということばで表されているように、パナマにおいてなされた外交政策は、そのまま、冷戦に対処する米国の世界政策を反映したものであったといえよう。

4. パナマ運河返還の過程とその意義

本節では、1999年の返還を定めた運河条約の締結に至る過程を検討し、そこにおける米国の世界戦略におけるパナマ運河の位置付けを明らかにしたい。

4. 1 米・パ関係の変容と運河返還

1955年の条約改定の後、期待されたほど経済状況は好転せず、パナマ国民の不満は高まっていった。折しもエジプトのナセルが1956年にスエズ運河の国有化を宣言し、米国のパナマへの譲歩が不十分であるという認識が広まっていったため、パナマ国旗の掲揚を巡って1958年5月、市街地は騒乱状態になった。さらに1959年のキューバでの革命や、キューバ軍のノンブレ・デ・ディオスへの上陸未遂、アルモディオ・アリアスの息子であるロベルトのサンタ・クララへの上陸未遂によってパナマ国内の緊張は高まり、1959年11月、学生と警備隊との衝突によって再びパナマ市内は騒乱状態になった。暴動は沈静化したが、1960年9月、アイゼンハワー大統領は国旗の掲揚を許可する決定を下した。また、アイゼンハワーはパナマへの経済援助を拡大する決定を下し、9項目のプログラム⁴⁴を策定した。また、1960年に大統領に就任したケネディは平和部隊をパナマに派遣し、学校・保険等の改善に努めた。

こうした宥和政策ともいうべき米国の対パナマ政策は1959年に起こったキューバ革命を多分に意識したものであった。チアリ大統領は1961年、パナマ運河の管理方式の再考を要求した文書を米国に送ったが、当時のケネディ大統領は海面式の新運河の建設までは1903年条約改訂を待つべきだという姿勢をとった。そのためパナマ国民の米国に対する不満は高まり、1964年1月、再び学生暴動が起きた。この暴動は国家警備隊の出動によって沈静化したが、この後、1967年6月、新しい運河条約が締結された。

その内容は、1903年のヘイ・ブノー・バリリャ条約を廃止すること、運河の管理を米・パ両国からなる委員会に付託すること、運河地帯のほとんどをパナマに返還すること、パナマが受け取る運河の年料を運河収入に応じたものにするを定めて、1999年末か海面式運河の完成のいずれか早い方にあわせて失効することが規定されていた⁴⁵。この条約は20世紀初頭のアメリカ帝国主義の終焉を意味し、パナマにも運河の経営権を渡すという点で画期的なものであったが、委員会のトップは米国人によって占められるなど最終的な管理権限がパナマに与えられなかったことのほか、ロブレス大統領の経済改革にパナマ人エリートから強い反発があったこと、米国がベトナム戦争に忙殺されていたことなどで結局批准には至らなかった。

この条約の締結に至る時期、ケネディの初期の外交はアイゼンハワーのそれを引き継いで、カストロ打倒と軍事力増強を唱えていたが、キューバ危機を契機に外交姿勢を「多様性を認めうる世界」の建設へと転換し、キューバからのソビエトのミサイル撤退によって西半球における米国の勢力が再び強まるなかで「進歩のための同盟」をよびかけて諸国の社会改革を進めようとした。運河の主権は渡さないままでの譲歩の姿勢というパナマに対する一見矛盾した政策は、軍事力によらない米国の覇権の強化というケネディの外交姿勢の現れであるといえよう。しかし彼の後を継いだジョンソンは、64年始めの学生暴動の折りにパナマが外交関係を一時的に断絶して運河条約改正の要求をすると強硬姿勢をとって米州機構の勧告にも関わらず公式交渉を拒否し、また、運河条約の批准をベトナム戦争より優先順位の低いものと見た。こうしたことから明らかのように、当時のアメリカ指導部は、冷戦的発想をそのままひきずっていたものだったのである。

4. 2 1977年運河条約と米・パ関係

1999年12月の運河返還は1977年の運河条約に定められたものであった。2000年以降のパナマ運河のあり方は本条約によって規定されているため、本節では77年条約の性質を検討していく。

4. 2. 1 1977年運河条約締結過程

1968年5月の大統領選挙ではアルヌルホ・アリアスが3回目の大統領職に就いたが、アリアスは国家警備隊の中立化を図ったためオマール・トリホスらが10月にクーデターを起こした。この後、トリホスは米国との関係を正常化しようと翌年1月にパナマ経済は自由な企業活動に基づくこと、反共を旨とすることを発表した⁴⁶。これは「進歩のための同盟」の原則に沿うものであり、米国の援助を求めるものであった。

トリホスは政党・議会の禁止やパナマ大学の閉鎖、左翼人の逮捕を強行し、国家警備隊による独裁を進める一方で、社会政策を導入することで労働組合や全国農民アセントミエント連合、低所得者層という支持を得ることに努めた。しかし、1973年の石油危機以後、経済が停滞し始めると、トリホスは労働者たちを切り捨てて経済界との連合をとらざるを得なくなり、そのために「運河回復＝主権回復」を前面におしだすことによって全国的な支持を得ようとした。

パナマのアキリノ・ボイド国連大使は1972年エチオピアでの国連安全保障理事会でアフリカにおける植民地主義とパナマ運河地帯のそれとが同一であることを強調する演説をおこない、73年1月には国連事務総長に対して同年3月にパナマで安全保障会議を開催することを申し入れた。ここでパナマは「ラテン・アメリカにおける植民地主義と平和の危機に関する諸問題」と討議し、その中に運河問題を含めることを意図していた。米国はこの問題は2国間の問題であるとして反対したが、結局開催が実現し、トリホスはホスト国の代表として演説を行った。トリホスはそこで半植民地主義と自決権の尊重を唱い、新運河条約に向けたパナマの姿勢を明らかにした⁴⁷。

1974年2月、パナマのタック外相とキッシンジャー米国務長官は、新条約の直接の骨子として、新条約の根拠は1964年の4月3日の「共同宣言」であること、1903年条約及びその後締結された修正条約を廃棄すること、相互尊重に基づく両国間の現代的な関係のために必要な条件を確立すること、両国間に存在する紛争原因を除去する正当かつ平等な条約を締結することの4点を確認し、新条約を構成する原則として8項目に合意した⁴⁸。パナマはこのうごきを促進するために、1975年3月にパナマ・コンタドーラ島にコロンビア、ベネズエラ、コスタリカ3国の首脳を招き、「パナマ宣言」を発表して運河条約への支援を求め、同年8月リマでの非同盟諸国会議にタック外相を派遣して同会議への参加を決定した。1976年にはカーターが米大統領に選出されてから交渉が進み、1977年7月9日にワシントンの米州機構本部において、ラテンアメリカ各国首脳の前でカーターとトリホスの間で署名がなされ、両国で批准された。

4. 2. 2 1977年運河条約の性質

この条約⁴⁹は「パナマ運河条約」(以下、運河条約とする)「パナマ運河の永久中立と運用に関する条約」(以下、中立条約とする)およびその付属議定書から成り立っており、その基本的な性格はタック・キッシンジャー間に宣言された原則と同様である。

米国にとって、この条約のなかで最も重要な点は運河の防衛であり、そのために運河の防衛と緊急時の米国の艦隊の航行に関する米国の権利が非常に重視された。運河条約第IV条第1項には、運河の防衛について米パの共同責任であると規定しながら、同条第2項に1999年12月31日までは米国に第一義的な責務があると示している。1999年の返還以降について運河条約には、第八条第1項に「本条約の失効と同時に、パナマはパナマ運河の管理・運営および維持の責任を負う」として防衛については言及していないが、中立条約第V条において、「運河条約失効後はパナマのみが運河を運営し、その領土内の軍事力、防衛基地および軍事施設を維持するものとする」と規定し、運河地帯が完全にパナマの主権の下に置かれることが定められていた。しかし、中立条約第VI条に米国とパナマの「軍艦、補助艦は、…いかににかかわらず、運河を航行する権利を有する。上記の軍艦、補助艦は迅速に運河を航行する権利を有する」と規定され、なおかつ、中立条約第IV条で「パナマおよび米国は、本条約で規定された中立制度を維持することに同意する」とすることによって、中立維持の役割をパナマだけでなく米国にも持たせる含みを残すなど、2000年以降も運河地帯に影響力を及ぼすことができるようになっている。

このように非常にあいまいな形で条約が規定されたのは、当時の米・パ両国の国内事情によるものであった。米国政府は優先航行権や中立維持の規定をさだめた条約によって運河の防衛能力が以前よりかえって高まったと説き、パナマのトリホス大統領は新条約に対して、「パナマ国民の全会一致の支持を受けていない。米軍は軍事基地を維持するので、我が国は報復の対象となるかもしれない。中立条約によって我々は、ペンタゴンの傘の下におかれるが、将来の世代が賢明に管理しなければ、永久に介入の用具になるだろう⁵⁰」とのべるなど、米・パの首脳間では米国の運河防衛権が確立していることが暗黙のうちに認識されていた。しかし、米国の条約反対派は、条約によって運河の防衛が弱体化することを懸念し、ソ連やキューバの軍事的脅威を主張していたのである。

そのため、パナマでは1977年10月23日に国民投票によって条約は承認され、批准されていたが、米国では1978年3月になってようやく上院本会議での採択が予定された。しかし、そのままでは批准に必要な3分の2の賛成を得られる見込みがなく、運河が封鎖された場合には米国はパナマにおいて軍事力を行使できるという民主党議員から出された中立条約の修正を受け入れざるを得なかった。こうした状況の中、3月16日に条約は批准されたが、米国内外からの激しい反発により、あらたに「運河条約に対する留保」として、パナマへの干渉を認めない旨を定めた文言が加えられることでパナマ側の同意を得、米国上院において4月18日に承認され、1979年10月1日に発効した。

この条約を基に、米国政府はそれまで運河地帯を管理していたパナマ運河会社と運河地帯政

府を解散し、政府機関としてパナマ運河委員会(Panama Canal Commission)を、パナマ政府との協議機関としてパナマ運河協議委員会を設立した。パナマ運河委員会は1979年の条約発効から1999年末の返還までの20年間パナマ運河を管理するものとされていた。そして、9名の委員によって構成され、初めの10年間は米国人が、あとの10年間はパナマ人が委員長を務めるものとされた⁵¹。ここでも返還以前に運河の安全が脅かされると米国大統領が判断した場合には、委員会委員長は運河防衛を担当する米国軍人の指示に従うものとされるなど、米国の影響力は依然として強く保たれていたといえよう。

1999年の返還の後の運河の管理は、パナマ政府の独立機関であるパナマ運河公社(Panama Canal Authority)によって運営されている。

4. 2. 3 米外交政策における1977年運河条約の位置付け

このように条約調印へと至った背景としてのニクソン＝キッシンジャー及びカーターの外交姿勢とはいかなるものであったのだろうか。

ケネディ政権期に米ソ間で見られたデタントの萌芽はジョンソン期には霧散し、米ソ関係の自己閉鎖的な関係はふたたび元に戻ってしまっていた。しかし、ニクソン＝キッシンジャーはベトナム戦争の対処を続けながら「新しい外交のアプローチ」で「新国際関係の時代」に立ち向かい⁵²、デタントを進めていった。

キッシンジャーの外交の構想は、ソ連をはじめとする東側の軍事力増強と日本・西欧における経済力の上昇を背景に米国のパワーが相対的に凋落しているという認識を前提にしており、こうした多極化に対する彼の認識は米・パ間の条約改正のための交渉に大きな影響を及ぼしていたものと考えることができる。つまり、キッシンジャーのデタント政策は、イデオロギー対立を前面に押し出した硬直的なものではなく、覇権・パワーといったものを基礎にして「現実的」な対応に終始したものであったといえよう。しかし、彼は米ソ対立の観点から外交を考える限界を脱せず、また中ソ両国に対して外交的イニシアティブを握ることで自国の世界的覇権の維持をはかったものにとどまっていた。このことは、チリのアジェンデ政権を共産主義の影響によるもので西半球の団結を侵すものと短絡的に捉えたことや、運河条約改定に向けてパナマの要求を受け入れながらもその交渉をあくまで2国間にとどめて第三世界の民族主義、非同盟運動とは一線を画そうとしたことによく現れている。

ニクソンの後、フォードを経てカーターに至っても、この性質は基本的には変化していない。たしかに、カーター大統領は人権外交を標榜し、1978年にエジプトとイスラエルの間で平和条約を締結させるなど柔軟な外交を進めていったが、パナマ運河条約については「協力で安定し、繁栄するパナマの存在はアメリカにとって有益である。また、それと同時に、アメリカが公正であるということを証明することが、共産主義者やテロリスト・グループの強大化を阻む上できわめて重要でもあった⁵³」と述べていることからわかるように、冷戦下にあつてイデオロギーよりも実質的な覇権を望む性格があらわれている。

すなわち、パナマ運河の返還は、効率的に、しかし確実に自国の影響力を及ぼそうとする米国の戦略的意図の現れであるということができよう。

4. 3 運河返還までの米・パ関係

1977年の新運河条約の締結以後、反米ナショナリズムの高まりや、1981年トリホスの飛行機事故による死亡などによって、パナマ国内は不安定さを増していた。また、新運河条約の定めにしたがい、徐々に返還の手続きが進むと同時に、あらたな運河建設の調査が米・パに日本も含めた3国ではじまり、それらをめぐる利害対立も激しさを増していった。また国外では対ソ強硬・軍備拡張路線をとったレーガン米大統領の中米紛争がエルサルバドルやニカラグアを中心に激化していた。

このなか1987年、それまで国防軍参謀本部長を務めていたロベルト・エレラが退役の際に、軍の実力者であったマヌエル・ノリエガの不正を明らかにしたことがきっかけとなっていわゆるパナマ危機が起こった。デバルジェ大統領は翌年ノリエガを退任させようとしたが、ノリエガはこれに応じず、デバルジェを支持する米国と国外退去の条件等について交渉を続けていた。1989年の大統領選挙でノリエガは民族解放連合⁵⁴のもとで反米を訴えることで左翼やナショナリスト、知識人の支持を得、さらには投票を操作することによって「圧勝」し、翼賛体制を敷いた。ノリエガはトリホス政権の継承、パナマ民族主義を強調してチリやエルサルバドルといった米国の支持を受けた軍部を非難し、反米をエスカレートさせるようになったため、米国は反ノリエガへと転向し、1989年12月に武力でパナマに侵入した。その後は米国の支持を受けたエンダラが大統領に就き、94年には米軍による侵攻後のはじめての大統領選挙が行われた。この選挙ではトリホスーノリエガの流れを汲む民主革命党(PRD)のバラダレスが当選を果たしている⁵⁵。この後、1999年5月には親米派である野党アルヌルフィスタ党のミレヤ・モスコソ候補が、PRDのマルティン・トリホス候補を破り当選している⁵⁶。

運河条約締結の後に大統領となったレーガンは、1976年に運河問題について、アメリカの「力と偉大さの試金石という形で単純に訴えた⁵⁷」ことから明らかなように、返還には消極的であった。強いアメリカを打ち出して対ソ強硬姿勢を基調とした冷戦政策を進めたレーガンにとっては、パナマもその力による政策の対象であり、それを失うことはソ連という「悪」との対決の場である中米において「封じ込め」が破られることにつながったのである。戦略的要衝の「象徴」であるパナマ運河はそういった意味で米国の下にあるべき存在、手放せない存在であったと考えられよう。

しかし、そうしたイデオロギーに発する核軍拡が手詰まり状態に陥り、米ソともに支えられなくなったとき、再びイデオロギーから経済へと基準の転換が図られることになった。その結果、レーガンの後を継いだブッシュは、1989年12月マルタ島で「冷戦終結宣言」を発表するに至ったのである。先述のノリエガ逮捕・パナマ侵入は皮肉にも冷戦終結と同じ月に行なわれたものであり、米パ関係においても強権的に「親米」政権を樹立し共産勢力への対抗手段とする

という米国の伝統的な外交手段は、これを最後に行なわれなくなっていく。

返還後の運河内の港湾の運営権についてパナマのバラダレス大統領は、英国資本のホッチンソン社と委託契約を結ぶと発表しているが、同社は香港に本社を有することから香港の中国返還後には中国政府が同社を通して、パナマ運河を航行する全ての船舶の検査を行なう権限を有することになる。そのため安全保障上の問題点からカーター以来の共和党のクリントン大統領は、議会によって運河返還を取りやめるよう圧力をかけられるなど、米国内における反返還論は根強く、運河の安全と対南米拠点としての戦略的意味から、運河地帯に最低限の米軍基地を残そうとする主張はあったが、1999年12月31日正午をもって、米軍は施政権を返還し、同時に米軍駐留も終了した⁵⁸。

5. 結びにかえて——運河の現状

計画当初、米国にとってパナマとその運河とは、経済的な利害が主要な関心事であったが、米西戦争からパナマ建国のころには、米国の西半球における支配的地位を軍事面から保障するものへと変質していった。また、そこでの根拠・目的も米国自身の安全と権益を侵す西欧勢力から身を守るといった消極的なものから、米国の世界強国としての地位の確立にしたがって欧州諸国が西半球に進出するのを防ぎ、さらに米国の進出の足がかりとなるものに変化していった。しかし、第2次世界大戦終了以後、運河の軍事的資産としての価値は大きく低下し、戦略上の意義も冷戦終結後はほとんど認められなくなっている。つまり、1980年代おわりには運河は米国の中米における覇権の象徴としての意味しかなくなっていたともいえる。

そうした米国にとっての重要性の低下はパナマにとっての自治の拡大の可能性を有している。1977年に締結された新運河条約では1999年までに運河をパナマに返還することになっていたため、運河委員会は1999年末で役割を負え、返還後には条約に規定された通りにパナマ政府の独立機関に権限は委譲されている。また、米軍基地の返還についても、1996年段階で約7500人が駐留していたものが⁵⁹、1999年末で全面的に撤退するなど、パナマが運河の管理を完全に行なうこととなっている。中立条約は2000年以降も効力を有しているため、パナマ運河地帯における米国のプレゼンスは、政治的にはもちろんのこと、法的にも依然として残存しているとはいえ、この地域における米国の直接の関与はうすまり、米国の「負担」は確実に軽くなっている。

すなわち、米国は中立条約によって軍事的要衝としてのパナマの位置は維持しつつも、主権や運営など他の面ではパナマに引き渡すことによって、国際的批判をかわしながらコントロールを続けていく姿勢を示しているということが出来る。冷戦が厳然と存在していた1970年代の段階で、イデオロギーや軍事力による支配の非効率性を見極め、経済という実質をとる方向を示していたことは、米国の外交政策のしたたかさを示しているとともに、冷戦後における世界各地への米国の政策を象徴的に示しているものであるということができよう。

-
- ¹ Richard L. Millett, 'Review Essay Looking Beyond the Invasion: A Review of Recent Books on Panama', *Journal of Interamerican Studies and World Affairs*, Fall 1993, Vol.35, No. 3, p.173
- ² Alfred Charles Richard, Jr, 'The Panama Canal in American National Consciousness 1870-1990', Garland Publishing, 1990
- ³ J. Michael Hogan, 'The Panama Canal in American Politics - Domestic Advocacy and Evolution of Policy - ', Southern Illinois University Press, 1986
- ⁴ 山口廣次著「パナマ運河—その水に影を映した人びと—」中公新書1980年
- ⁵ デイビッド・ハワース「パナマ地峡秘史：夢と残虐の四百年」リプロポート1994年
この他にもっと以前のスペインの植民地下を扱ったものとしてセレスティーノ・アンドレス・アラウスの「スペイン植民地下のパナマ：1501-1821」近代文藝社1995年がある。
- ⁶ それ以外は雑誌論文がほとんどである。一例として曾我英雄「パナマ運河の法的地位：20世紀初頭におけるアメリカの優越的地位の確立」『愛媛大学教養部紀要』1983年Vol.16, No. 1, pp. 1-26
- ⁷ 曾我英雄「新パナマ運河条約体制論」『法経論叢(三重大学)』1985年Vol. 3, No. 1, pp. 1-47
- ⁸ 黒崎利夫「パナマ運河条約と運河の防衛問題」『ラテンアメリカ論集』1989年Dec. Vol.23, pp.13-27
- ⁹ 黒崎利夫「パナマ運河：中立条約下の諸問題」『ラテンアメリカ・レポート』1995年Vol.13, No. 1, pp. 12-20
- ¹⁰ 小野純男「日本・パナマ・米国の協力によるパナマ運河代替案調査」『経済と外交』1985年2月, No. 753, p.43-48
- ¹¹ 今井治「第二パナマ運河問題(1)-(6)」『経済と外交』1982-83年, No.726-731
- ¹² 大野静男「日・米・パ3国の国際協力事業：動き出した「第二パナマ運河構想」」『世界週報』1984年, Vol.65, No. 2, pp.52-57
- ¹³ この他にも、望月達也「パナマ運河とパナマの行方」『建設情報』1991年4月, Vol.44, No. 4, pp.74-77、「パナマ運河代替案委員会と最近の動向」『国際協力特別情報』1991年5月15日Vol.17, No.10, pp.46-49、小野純男「パナマ運河代替案(いわゆる第2パナマ運河構想)の調査」『ラテン・アメリカ時報』1985年8月21日, Vol.28, No.24, pp.1-4、「パナマ運河代替案調査」『国際協力特別情報』1985年9月15日, Vol.11, No.17, pp. 13-19、加藤昭「第2パナマ運河計画」『河川』1984年6月, Vol.455, pp.64-69、鈴木英夫「世紀の大プロジェクト「第二パナマ運河構想」をめぐる」『貿易と産業』1984年1月, Vol.25, No. 1, pp.33-36、戸谷博道「第二パナマ運河構想をめぐる最近の動向」『船協月報』1984年1月, pp.16-22、同「第二パナマ運河建設構想をめぐる経緯と最近の動向について」『海運』1983年7月, Vol.670, pp.52-59、山口達男「パナマ運河問題について」『経団連月報』1983年2月, Vol.31, No. 2, pp.88-92など。
- ¹⁴ 飯島みどり「パナマ危機と政党政治」『国際政治(ラテンアメリカ—1980年代の国際関係と政治—)』1991年, Vol.98, pp.79-96
- ¹⁵ ラウル・ルイス「今日のパナマに関する10の考察」、『転換期中米地域—危機の分析と展望』加茂・原田・細野著、大村書店、1990年、pp.264-281
- ¹⁶ 土井あや子「ノリエガが嘲ったブッシュ弱腰外交」『中央公論』1989年12月, Vol.104, No.12, pp.152-161
- ¹⁷ 「パナマ大統領選挙をめぐる政情と外交活動」『ラテン・アメリカ時報』1984年1月21日, Vol.27, N

o. 3, pp.1-4

¹⁸ 田中高「中米のダイナミズムと国際関係」、細野昭雄・畑恵子編「ラテンアメリカの国際関係(ラテンアメリカシリーズ③)」新評論、1993年、p.194

¹⁹ これをマリヤリーノ・ビドラック条約といい、のち1903年のパナマ独立の際には米国の介入の口実となった。

²⁰ この時期の米軍によるパナマ侵略については、Michael L. ConniffのPanama and the United States - The Forced Alliance-, p.34の表を参照のこと

²¹ レセップスの企ては完全な私企業の形を取っていたために、米国はこれに対してモンロー宣言を適用することができなかった。

²² 1902年6月、運河の建設地をパナマとする法案が成立した。これはスプナー法案と呼ばれ、新パナマ運河会社の所有するいっさいの財産権利を4000万ドル以下で買収する権限を大統領に付与すること、運河工事を行うために運河ルートに沿って6マイル幅の帯状の土地を獲得する交渉をコロンビア政府に対して行うこと、もし相当の期限内にこの2つが成功しなかった場合にはパナマをやめてニカラグアに運河を建設することを定めていた。

²³ この条約は全文及び本文26条で成り立っている。主な条項は以下の通り。

第1条：アメリカはパナマの独立を保障し、維持する。

第14条：この条約に基づいてパナマがアメリカに付与した諸権利の対価もしくは補償として、アメリカが1000万ドルを払うと同時に、批准後9年目から25万ドルを支払うものとする。

第18条：運河はヘイ・ボンズフォード条約第3条第1項及びその他すべての条約規定に従って、永久に中立化し、同時に開放される。

第23条：運河の安全と保護のためにアメリカが必要であると判断したときはいつでも、アメリカは自由に警察力、陸海軍兵力を使用することができ、そのために要塞を構築する権利を持つ。

出典は米州機構のwwwホームページ(<http://www.oas.org>)。

²⁴ ルーズベルトの考えに大きな影響を及ぼしたのは、アルフレッド・T・マハン大佐の「歴史に対する海上権力の影響」(1890年)であった。ここで大佐は国家の偉大さと繁栄を実現するためには海上権を獲得し、海上商業を盛んにせねばならぬことを歴史的事実に基づいて主張し、このための具体的な方策として中米地峡での運河の建設、カリブ海域の支配、ハワイの併合の必要を説いた。

²⁵ 本橋正「アメリカ外交史概説」東京大学出版界1993年、pp.96-98

²⁶ 1902年にベネズエラが外債償還を怠ったため独・英・伊の三国が連合して干渉を行ったときにベネズエラ政府の仲裁要請によって、米国はモンロー主義の名によって自国が斡旋介入する努力をした。

²⁷ キューバに対してプラット修正条項を決議して、キューバの外交・財政につきその独立を危険にする政策を禁止し、キューバの独立及び人命・財産・個人の自由援護に力ある政府の樹立のために米国の干渉権を設定した。

²⁸ 1904年、財政困難のため関税収入を外債償還の担保としていたドミニカ共和国政府が、プエルト・リコの関税徴収権をアメリカ開発会社に許容したことにヨーロッパ債権国から抗議が行われた。

²⁹ 1905年12月教書

³⁰ 当時は国防長官。

³¹ William Howard Taft, *The Physical, Political, and International Value of the Panama Canal*, 2nd ed. (Albuquerque, New Mexico, 1979) p.22

³² 本橋正(1993)、p.104

³³ 1909年には英領ホンジュラスに対する債権が増加していることに対してアメリカ銀行に英債の肩代わりをさせ、また同年ニカラグアの革命を支持して革命政権に多額の貸付を行って英国の影響力を弱めた。1910年にはハイチへの米資本を大規模に行い、ニカラグアの騒乱を鎮圧するために海兵隊を派遣した。

³⁴ ハイチでは1915年にフランス公使の支持を得た民衆が反乱を起こし、大統領を虐殺した事件が起こり、米国はヨーロッパ諸国の介入をおそれて武力干渉を行ってハイチを保護領化した。また、ドミニカ共和国でも政治的動揺に対して1916年に海兵隊を上陸させ、軍政を敷いた。

³⁵ この条約が批准されなかったとしても、タフト協約が実質的には効力を有していたために、米・パ関係に基本的に変化はなかった。

³⁶ 本橋正(1993)、pp.125-137

³⁷ アルモディオ・アリアス(Harmodio Arias)とアルヌルフォ・アリアス(Arnulfo Arias)兄弟によって1923年に発足した秘密結社。中国やアンティル諸島出身者やアラブ系の移民労働者の増大を懸念して、スペイン語使用の推奨、パナマの風俗習慣の尊重を掲げて都市中間層や専門職の支持をえた。

³⁸ その要旨は、パナマの保護国としての地位の解消、年金の増額(年43万ドル)、土地収容権の廃止、駐屯地(運河地帯)売店の縮小、パナマによるラジオ放送の許可、米国人とパナマ人の運河労働者の平等であり、その一部は批准を待たずに実行された。

³⁹ 西インド諸島出身の運河労働者は米国人や、在来のパナマ人に比べて劣悪な待遇での労働を強いられていたため、労働条件の改善を求めて労働組合を結成し、アメリカ公務員連合(United Public Workers of America)と連携を結んだ。この訴えはパナマでの人種差別問題と密接に関わっているため米国内にある人種差別問題を刺激することをおそれたルーズベルト大統領は善隣外交の路線に沿った解決を運河政府側に求めたものの、抜本的な運河労働の改善には取り組まなかった。一方、運動の左傾化をおそれた運河政府は、運河地帯内での人種による差別を改善することに同意した。

⁴⁰ John Major, 'The Panama Canal Zone, 1904-1979,' *Cambridge History of Latin America*, Vol. 7, ed. Leslie Bethell (Cambridge, Eng., 1990)

⁴¹ 本橋正(1993)、p.182

⁴² 本橋正(1993)、p.185

⁴³ Curl, P.V.ed.(1954), *Documents on American Foreign Relations* 1953, p.20これは1953年の議会教書での演説である。

⁴⁴ この9項目とは主に、未熟練労働者、準未熟練労働者の賃金の10%引き上げ・パナマ人の職業訓練・借地料の改訂・退職した運河労働者の年金の増額・現地雇用の教員の給料の増額・米国から現地国民への仕事の委譲についてのものであった。

⁴⁵ William F. Jordan, *Panama Odyssey*, 1984, pp.43-44

⁴⁶ *New York Times*, 1969年1月20日

⁴⁷ *Panama Odyssey*, p.184

⁴⁸ 8項目とは以下の通りである。

1. 1903年条約及びその後の修正条約は、新運河条約を締結することによって廃棄される。
2. 「永久」の概念を除去する。開門式運河に関する新条約には終期を定める。
3. パナマ領に対する米国の管轄権は条約に従って終了する。
4. 運河地帯に対する管轄権はパナマに返還される。パナマは主権国家として新条約の期間中、米国に対して運河の運用、管理、維持、保護および防衛並びに船舶の通行に必要な土地水域及び空域の使用権を与える。
5. パナマは運河の運営から得られる利益に対して正当な配分を受ける。
6. パナマは条約の規定に基づいて運河の管理に参加する。条約の終了と同時にパナマは運河の管理を前面的に引き受ける。
7. パナマは条約の規定に基づいて運河の保護及び防衛に参加する。
8. 米国及びパナマは運河の重要性に鑑み、運河能力を拡大する規定を定める。

曾我英雄(1985)「新パナマ運河条約体制論」『法経論叢』(三重大学)、vol. 3, no. 1, pp. 8-9

⁴⁹ 1977年の運河条約の条文については、パナマ運河委員会のホームページ(<http://www.pancanal.com>)、今井治「第二パナマ運河問題(その4)」『経済と外交』no.729, 1983年2月, pp.52-53、曾我英雄(1985)ほかを参照した。

⁵⁰ 1977年9月7日の調印式での挨拶。

⁵¹ 委員会については<http://www.pancanal.com>を参照のこと。

⁵² 本橋正(1993)、p.200

⁵³ J・カーター、「カーター回顧録(上)」日本放送出版協会、1982年、p.253

⁵⁴ トリホスによってつくられたPRD(民主革命党)を中心に労働党、自由党、共和党、革命パナメニスタ党、人民党、国民行動党、労働者民主党の8党の連合体。

⁵⁵ この選挙についてはMargaret E. Scranton (1995) *Panama's First Post-Transition Election*, *Journal of Interamerican Studies and World Affairs*, vol.37, no. 1, pp.69-100を参照。

⁵⁶ モスコソ候補は1994年の大統領選挙で敗れ、2度目の挑戦で頂点を極めたパナマ初の女性大統領である。

⁵⁷ J・カーター(1982),pp.250-251

⁵⁸ 共同通信(1999年12月30日)

⁵⁹ Panama America紙。1996年8月31日